

京都市交通局管理規程 5-6 (京都市交通局企業職員旅費支給規程) の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

別表を次のように改める。

別表 (第11条及び第12条関係)

級	京都市交通局職員給与規程に定める給料表 適用職員			日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
	企業職給料 表第1表適 用職員	企業職給料 表第2表適 用職員	企業職給料 表第5表適 用職員		
1級	9級, 8級及 び7級の職 務にある者	9級, 8級及 び7級の職 務にある者		円 2,300	円 13,100
2級	1級に該当する者以外の者			2,300	11,400

に改める。

附 則

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)